

# 山口県報

平成28年  
8月19日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	二
○公告	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	四
公共測量の実施(監理課)	五
○公安委公告	五
契約の締結	五



## 山口県告示第二百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年八月十九日から同年九月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社  
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 西日本医療サービス株式会社  
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十七号の洗濯用の用を供する洗浄施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処理後		処理前			
	変更後	変更前	変更後	変更前		
排水処理施設	〃	七・五	〃	九・三	水素イオン濃度 (水素指数)	四七四・六 五三三・五
	〃	八・六	〃	九・三	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
	三〇	一〇	〃	一五〇	浮遊物質 最大量 ( $mg/l$ )	
	三五	一五	〃	二〇〇	浮遊物質 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	三	〃	八〇	鉛 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	五	〃	一〇〇	鉛 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	三	〃	三〇	銅 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	五	〃	二〇	銅 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	一〇	〃	三〇	素 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	〇・五	〃	五	素 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	一	〃	八	素 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	〃	〃	〃	素 常最 大量 ( $mg/l$ )	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排 水 口	項 目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	変更後	変更前		
	通 常 最 大	通 常 最 大		
No. 1 排 水 口	〃	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	二七五 三〇〇
	〃	八・六	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
	三〇	一〇	浮遊物質 最大量 ( $mg/l$ )	
	三五	一五	浮遊物質 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	三	鉛 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	五	鉛 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	三	銅 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	五	銅 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	一〇	素 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	〇・五	素 常最 大量 ( $mg/l$ )	
	〃	一	素 最大量 ( $mg/l$ )	
	〃	〃	素 常最 大量 ( $mg/l$ )	

山口県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七十号（三に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第八百三十八号）及び保安林の指定に関する告示（平成九年山口県告示第六百十八号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

（一）立木の伐採の方法  
変更しない。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市産業振興部農林振興課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下関市豊田町大字地吉字大谷四三三の三四、字かじヶ迫四六八の一  
美祢市大嶺町西分字花ヶ迫一六二から一六四まで、五三八の一、五四九の一から五四九の一八まで、五四九の二三、字栢ノ木二四六、二五〇から二五二まで、二五四の一、二五五の一から二五五の四まで、二五六、二五七、二五八の一から二五八の四まで、二五九の二、二五九の三、二六二の一、二六二の二、二六二の四、二六七、六

七四、六七六から六七八まで、六八一、六八二、六八三の一、六八四、六八八、七〇〇、七〇三、七〇四、七〇七、七〇八、七〇八の一、七一〇から七二二まで、七二七から七二〇まで、七二二から七二五まで、七二六の一、七三〇の一、七三一、七三二、七三四、七三五の一、七三六の一、七三六の二、七三七から七三九まで、字柏ノ木一五五三の一、一五五三の二、一五五三の四から一五五三の一四まで、一五五三の一六から一五五三の一八まで、西厚保町原字井出ノ上四五一、四五八の一、字茅尻四六五、六一六、六一七、六一九、伊佐町伊佐字足河内五〇七から五〇九まで、一一八から一二四まで、一一二七から一一三二まで、一一三七、一一三九から一一四五まで、一一五〇から一一五七まで、一一六五、一一六六、一一七〇、一二八五の一、二五一六、二五一七の一、秋芳町嘉万字岩ヶ下一八一六の一、一八一七、一八一八、字弥ヶ谷一八二〇、一八二二、一八二六の一、一八二六の三、一八二八、一八二九の一、一八三一、一八三六から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の三、一八四一の一、一八四二の二、一八四二、一八四三、一八四三の二、一八四五から一八四七まで、字円乗寺一八二三の一、一八二三の二、一八二四、字大砂利一八五三の一、一八五三の二、一八五三の四、一八五四の一、一八五五の一、字山神一八五六から一八五八まで、字炭焼一八六一から一八六四まで、一八六六の二、一八七〇、字大迫一八七三、一八七五から一八七七まで、一八七八の一、一八七八の二、一八七九、一八八一、字半紙ヶ迫一八八二、字迫田一八八四、一八八五、一八八八、字平木一八八九、一八九一、一八九三の一、一八九四の一、一八九五、字左ヶ迫一八九六、一八九七、一八九九、字奥畑一九〇一、一九〇四、字麓一九〇五の一から一九〇五の六まで、一九〇五の八から一九〇五の二二まで、一九〇五の一四から一九〇五の二五まで、一九〇五の二八から一九〇五の三三まで、一九〇五の三五から一九〇五の四〇まで、一九〇五の四二、一九〇五の四三、一九一七の一、字館浴一九〇七から一九〇九まで、字奥ノ原一九一一の一

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇部市大字西吉部字牛ヶ浴一一八一の四、一一八一の三五、一一八一の三七、字権明一二五七から一二六〇まで、一二六三、一二六四、一七五七、三六七九から三六八二まで、三六八三の一から三六八三の三まで、三六八四の一、三六八四の二、三六八五の一から三六八五の三まで、三六八六、三六八七  
美祢市大嶺町北分字柚ノ木一七〇の三、一七一から一七三三まで、一二八〇、一二八二、一二八三、一二八四の一、一二八五

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年九月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 Love Eco 周南

代表者の氏名 福田 陽一

主たる事務所の所在地 周南市大字栗屋五〇番地の一一

(三四六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年十月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 ゆふれあいセンター

代表者の氏名 鷹野 茂作

主たる事務所の所在地 岩国市由宇町中央二丁目一番六号

(三四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十八年十月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 かざぐるま

代表者の氏名 中平 芳雄

主たる事務所の所在地 下関市員光町二丁目一三番一四号

(三四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年十月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 下関ひと・まちネットワーク

代表者の氏名 原田 慶治

主たる事務所の所在地 下関市清末大門二番四三号

(三四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月八日山口県公告(一四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年八月十九日から同年九月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称)イオンタウン周南久米A区画  
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号
- 二 意見の概要  
交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称)イオンタウン周南久米B区画  
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号
- 二 意見の概要  
交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称)イオンタウン周南久米C区画  
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三七街区一号
- 二 意見の概要  
交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三五〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域  
萩市大字江崎及び大字下田万

三 作業の期間

平成二十八年八月二十二日から同年十二月三十一日まで



公 告  
契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十八年八月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
総合運転者管理システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十八年七月六日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号
- 六 契約金額  
一億三千七十三万四千円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

平成二十八年八月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁